広報５月号　　令和８年５月１日発行

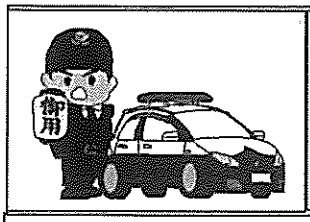

広報いちはら

東近江警察署市原駐在所
代表電話 0748-24-0110
FAX　0748-24-0143

生活経済事犯被害の未然防止

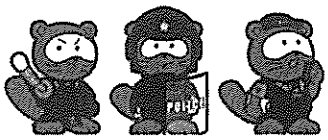

県民の日常生活を直接脅かす生活経済事犯の代表的なもののひとつが、悪質な訪問販売等の悪質商法です。悪質商法の被害に遭わないために、

- すぐに契約せず、家族や友人など信頼できる人に相談する。
- あわてて契約書にサインしない、安易に現金を渡したりしない。
- 困ったとき、おかしいと思ったときは、すぐ警察へ通報する。
- 身に覚えのない請求書が送られてきても、確認ができるまでお金を振り込まない。
- クーリング・オフ制度を覚えておく。
- 業者に家族構成、自宅の間取りや資産状況を教えない。
- 突然の訪問者を安易に自宅に入れない、すぐ点検させない、契約をしない。

ことに気を付けましょう！

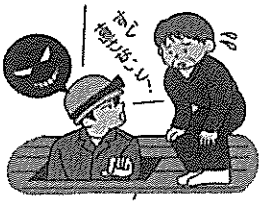

特殊詐欺が多発しています

現在も特殊詐欺が発生しています。

最近は、LINE のビデオ通話等を使用し、警察官を騙り、「あなたには逮捕状が出ている」「口座の金を一旦送ってもらい調べる」といった不安を煽るような言動をしてきます。

警察官は SNS で電話やビデオ通話をすることはありません。

最近は、高齢者のみならず若い世代もターゲットにされています。

自転車の安全利用の推進

◆自転車安全利用五則◆

①車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用

交通ルールを守って、安全運転に心がけましょう！

不法投棄の発生について

今年の 3 月末頃から市原駐在所管内で不法投棄が発生しています。

朝方の人の住来のない山中に捨てられることが多く、ごみの内容としては、

・家庭ごみ

が多くみられます。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に触れる犯罪です。

皆さんも不法投棄をしている人物を見かけたときは、110 通報をお願いします。